

情報の公開一覧表

※「1～11」は、事業年度終了後100日以内公表する。「12」は速やかに公表する。

項 目	実 施 内 容
1 輸送の安全に関する基本的な方針	①社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。 ②輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
2 輸送の安全に関する目標 及び当該目標の達成状況	①各営業所にて年間目標を設定 ②目標を達成した場合、報奨制度により記念品等を贈呈
3 自動車事故報告規則第2条に 規程する事故に関する統計	①事故防止対策委員会の資料「事故記録表」
4 輸送の安全に関する組織体制 及び指揮命令系統	①安全管理組織図
5 輸送の安全に関する重点施策	①輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。 ②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。 ③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。 ④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。 ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
6 輸送の安全に関する計画	①事業者は、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成するものとする。 ②計画の作成に当たっては、以下の点を考慮すること等により、現状の問題点を把握し、より輸送の安全の確保に資する改善効果の高いものになるようにする。 ○自社の人材、車両、施設、交通の状況等の現状を把握すること。 ○過去の事故、過去の計画の実施状況を踏まえるものとする。 ○運転者の声を汲み上げる等、現場を踏まえたものとする。
7 輸送の安全に関する予算書等の実績額	①業務無線の導入費用 ②ドライブレコーダーの導入費用
8 事故、災害等に関する報告連絡体制	①事故、災害等に関する連絡網 ②バスロケ及び業務無線による運行管理
9 安全統括管理者、安全管理規程	①安全管理規程の制定 ②安全統括管理者の選任
10 輸送の安全に関する教育及び研修の計画	①安全運動期間中における役員による職場巡視時の安全教育 ②乗務員集合教育の実施 ③適性診断による乗務員教育 ④運行管理者会議の実施 ⑤事故惹起者の安全運転に対する再教育の実施 ⑥事故防止対策委員会による事故原因の究明 ⑦運輸当局からの重大事故警報等に基づく事故防止教育の実施
11 輸送の安全に関する内部監査結果 及びそれを踏まえた措置内容	①年1回以上の内部監査を実施、是正措置又は予防措置を講じる
12 輸送の安全の確保のために講じた改善状況	以下の道路運送法の規定による処分を受けたとき 法第27条第2項：輸送の安全等 法第31条：事業改善の命令 法第40条：許可の取り消し等